

事業承継対策について

◆監事

篠原

俊



医療法の改正や診療報酬の改訂など制度面での改正が相次いでいるなか、私の事務所へのご相談では事業承継に関連する事項も多くなっています。昨年より相続税が改正になり結果として増税となったので関心が高まっているせいもあると思いますが、やはり相続税対策がその中でも重要な課題となっています。

その対策に対しお答えする前に、相続・事業承継にあつて私は次の5つの事項を併せ考える必要性を伝えるようにしています。それは①財産の分割対策、②相続税対策、③相続時資金対策、④健全経営の承継、⑤家風の承継です。

これらの5項目はそれぞれ独立しているのではなく相互に関係してきますので、それぞれで立てた計画が他の項目ともうまく調和するようにしなくてはいけないと考えています。したがって相続税対策のために立てた計画が財産の分割承継にも調和し、また相続後の健全経営や生活にも問題なく貢献し、更には他の項目にも抵触しないことが大事です。

全体計画を評価する際にそれぞれの項目を軸として評価を行い、結果としてそれぞれが合格点を得ると綺麗な五角形が出来る事から、私はこれを「ペンタゴン対策」と呼んでいます。

ところで相続・事業承継を考える場合に相続税対策として問題となるのが持分あり医療法人の出資金の評価となります。この対策としてはこのまま持分あり法人を続けるのか、持分なし法人へ移行するのかという大きな決断が必要になります。厚生労働省の平成28年3月時点での持分あり医療法人（経過措置医療法人）数は40,601法人（全体数51,958法人）であり最も多かった平成20年の43,638法人（全体数45,078法人）に較べると3,037法人減少しています。

出資持分あり法人の継承を選択する場合には、出資金の評価減や出資持分の生前贈与などの対策を考えることになります。

持分なし法人への移行を選択する場合には社会医療法人、一般の持分なし法人又は基金

拠出型法人、あるいは最近ではあまり利用されていませんが特定医療法人のいずれを選択するかをそれぞれの制度的特徴と税制上の取扱を理解したうえで進めることとなります。

なお平成29年9月までは相続が発生した後も厚生労働省より移行計画の認定を受ければ認定医療法人として相続税が猶予され持分なしへ移行後は免除される制度がありますので利用を検討することが出来ます。

それぞれの法人の状況によって選択すべき法人の類型や対策が異なってきますので当然ながら十分な検討が必要です。

新認定医療法人制度

◆監事

篠原 俊



平成30年度の税制改正において、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度の創設が行われることとされている。この制度は従来の制度に比べはるかに利用しやすいものとなったため、多くの一般企業が今後利用し事業承継の資金負担が軽減されるものと期待されている。

一方医療法人の出資金については持分有り法人から持分無し法人へ移行することにより贈与税・相続税の負担を軽減することが図られてきた。しかしながら税制上、原則的にはその移行時に医療法人を人とみなして贈与税が課税されることとなっており、移行後の法人が一定要件を満たす場合には贈与税が非課税とされているもののこの要件が利用しにくいものであったため移行は限定的であった。平成26年に旧認定医療法人制度が創設され移行を促進する策と期待されたが、移行後の法人の認定要件が国税の従来の非課税要件と同一であったため利用はやはり進まなかった。そこで平成29年10月より厚生労働大臣の認定要件が創設され次の8項目となった。

- ① 社会保険診療報酬（介護保険・助産・予防接種を含む）に係る収入金額が全収入額の80%を超える
- ② 自費患者に対する請求方法が社会保険診療報酬と同一の基準で計算する
- ③ 医業収入が医業費用の150%以内である
- ④ 役員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めている
- ⑤ 法人関係者に対し、特別の利益を与えない
- ⑥ 法令違反が無い
- ⑦ 株式会社等に対し、特別の利益を与えない
- ⑧ 遊休資産を過剰に保有しない

規模の大きな医療法人等（収益70億円以上または負債50億円以上。社会医療法人は収益10億円以上または負債20億円以上。社会医療法人債を発行する法人）においては平成29年4月2日以後開始する事業年度より法定監査が導入されるなど法人を取り巻く制度上の環境は大きく変化している。

当然のことながら法人の適切な運営管理が大きく期待されているところである。